

審議案件に関する概要

令和元年7月3日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項 [新設]
届出日	平成30年12月25日
担当部署	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社広振 代表取締役 佐藤 哲也	広尾郡広尾町字紋別15線46番地の13

2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ツルハドラッグ広尾店 広尾郡広尾町並木通東2丁目2	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1番21号	
(3) 新設日	令和元年8月26日	
(4) 店舗面積の合計	1,231 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	46 台
	駐輪場の収容台数	7 台
	荷さばき施設の面積	36 m ²
	廃棄物保管施設の容量	6 m ³
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	午前7時00分～翌午前0時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～翌午前0時30分
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 46台 = 設置台数 46台
	従業員駐車場等の整備	4台
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	7台
	来客車両等の入出庫方法 搬入車両等の誘導	平面自走式、オペレーター無し ・配送業者が集中しないよう時間配分するとともに、一括配送などの実施により、搬入回数の削減に配慮する。 ・荷さばき施設の搬入車両が確認できる位置にカーブミラーを設置し安全確保に配慮する。
	歩行者の安全対策	・駐車場入口は見通しの良い位置に設け、各出入口に一旦停止の路面標示及び通学路、学童注意標示看板をするほか、交差点近くの出入口②については「右折入出庫禁止」の看板等を設置し、歩行者や自動車の安全確保に配慮する。
交通整理員の配置	・開店時及び売り出し時等で混雑が予想される日に、交通整理員を2名配置し、円滑な	

				交通誘導及び安全対策に努める。 <ul style="list-style-type: none"> 配置場所は、出入口①②を基本とし、時間帯及び混雑状況に応じ、臨機に対応する。 		
	除排雪による堆積方法			<ul style="list-style-type: none"> 除排雪業者と契約し、降雪10cm以上で出勤し、店舗開店前までに除雪を終了させる。 なお、堆積場の雪は適時排雪し、駐車台数の確保に努める。 		
	その他			<ul style="list-style-type: none"> 冬季堆雪場は、(堆雪時以外は)来客用として利用可能とする。 身体障がい者用の駐車マスを店舗入口付近に2台整備する。 駐車場周囲には、防護柵、縁石、単管バリカを設置し、出入口以外からの出入りを防止する。 店舗への主な来店経路について、開店時や販促時にチラシにより周知し、交通渋滞の緩和に配慮する。 		
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55 dB	44 dB	○	
		2	55 dB	40 dB	○	
		3	55 dB	36 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45 dB	31 dB	○	
		2	45 dB	36 dB	○	
		3	45 dB	31 dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	空調機①	40 dB	38 dB	◎
		a2	空調機②	40 dB	41 dB	△ (29)
		a3	冷凍機	40 dB	40 dB	△ (33)
		a4	排気①	40 dB	58 dB	△ (31)
		a5	排気②	40 dB	58 dB	△ (31)
		a6	排気③	40 dB	58 dB	△ (31)
		c1	自動車走行音	40 dB	43 dB	△ (39)
c2		自動車走行音	40 dB (50)	70 dB	△ (45)	
d1		ドア開閉音	40 dB	43 dB	△ (39)	
d2	ドア開閉音	40 dB (50)	66 dB	△ (45)		
評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近の住居壁際で、規制基準値を満たす。○内数値は壁際でのdB						
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> 店舗職員や取引業者に対し、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行、アイドリング防止等を行うよう指導する。 来客者へアイドリング停止を呼びかける看板を駐車場内に設置する。 				

		<ul style="list-style-type: none"> 豪雪時などを除き、除雪作業は、夜間（午後10時から午前6時）は行わない。
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な搬入により、搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 搬入業者のアイドリング停止を徹底する。
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 室外機は低騒音型の機種を設置する。 午後10時以降の営業を行う際には、出入口①と駐車場の一部（出入口①周辺及び出入口③から東側部分）はコーンとバーを設置・閉鎖し、周辺住宅への騒音の軽減に配慮する。
	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 閉店後は、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音の防止対策を講じる。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境問題が発生する恐れがある場合は、適切な対応策を講じるとともに、住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応する。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.772 m ³ ≤ 設置容量 6.480 m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 保管規模は、指針規模より十分に余裕をもった構造としている。 保管施設は屋内密閉型とし、廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 法や条例に基づき、適切な処理を行う。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> 古紙、ダンボール、発砲スチロール等のリサイクルを徹底する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 調理臭は発生しない。 在庫管理を徹底し、食品ロスにならないよう努め、賞味期限切れの食品廃棄が出た場合でも、商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境問題が発生する恐れがある場合、店舗の責任者が適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 屋外照明や広告塔照明は、光害が生じないように、駐車場敷地内を照らし、明るさを10ルクス程度に抑えけるとともに、営業時間終了後は消灯し、周辺への影響に配慮する。 当地域で街並みづくりが行われる場合、取組を阻害することのないよう調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底し、防犯を図る。 自治会の防犯活動などへの協力に配慮する。 所轄警察署と連携を図り、管理者が責任をもって、緊急時の対応を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会	
	北海道警察本部 交通部交通規制課	平成30年11月22日 届出書案1式を提出し、概要を説明 道警本部

- ① 出入口②は交差点に近く、右折レーンがあり幅員も狭く、右折入場待ち車両により、後続車両が詰まるなど好ましくないため、右折入庫禁止の看板を設置し、最終アクセス方向4（南側市街地方面）からの来客は、信号交差点を利用し、出入口③から入場するよう変更すること。
- ② 東側森林事務所側の境界には単管バリカー等を設置し、来客が行き来しないよう対策を講じること。
- ③ 店舗前に駐車する車両とエプロンの歩行者が接触しないよう、エプロンにラインを引くなどして注意喚起すること。
- ④ 荷さばき施設の搬入車両が確認できる位置にカーブミラーを設置し、安全対策を講じること。
- ⑤ 店舗北側との敷地境界線には柵等あるのか。

対応方針

- ①～④ 了解する。
- ⑤ 敷地に高低差があるため、車が行き来することはできないが、車両落下等の事故が発生しないようコンクリートブロックの縁石を設置し安全対策を講じる。

釧路方面広尾警察署
地域・交通課

平成30年11月27日
届出書案1式を提出し、概要説明及び道警本部交通規制課からの指導事項に対応した事項などについて説明

広尾警察

- ①入口付近での事故に配慮して、本部からの指導を反映させた計画であるなら出入口については了解した。
- ②管轄管内では、駐車場内での車同士の事故が多い。交通整理員の配置計画が書かれているが毎日配置する計画か。

対応方針

- ①—
- ②開店時や混雑が予想される特別なイベント時などは交通整理員を配置する計画としている。

平成30年12月4日（電話にて）

広尾警察

・署内で確認したところ、追加で提案したいことが出たため、連絡をした。出入口③の位置について、交差点も近いので、敷地東側隣地境界線付近まで移動することは可能か。

対応方針

・来店車両の利便性を考えると店舗入口付近に出入口を設置し入退場経路を単純にさせることがベストであり、仮に東の端に出入口を設置した場合、場内の走行距離が増して危険ではないかと考える。幸い町道の交通量は極端に少なく、横断歩道からの距離も保たれていることから、この位置で問題はないと考える。

		<p>広尾警察</p> <ul style="list-style-type: none"> この設計がベストで、より場内での事故も少ないと考えるならば了解した。
<p>道路管理者</p>		
<p>(国道) 北海道開発局帯広開発建設部広尾道路事務所 工務課総務課</p>	<p>平成30年11月27日</p> <p>大店立地法の届出事項である駐車場の自動車の出入口の位置と数の事前相談を行うとともに、届出書案一式を提出し道警との協議内容についても説明</p> <p>開発局</p> <p>①国道側の出入口2箇所について了承する。 ただし、出入口①については、雨水桟とタイヤが接触しないよう少し離して切下げること。</p> <p>②国道と店舗敷地には段差があるため開発局側が設置している防護柵がある。出入口部分にあたるその防護柵の切断方法など、具体的な協議を別途する必要がある。</p> <p>③歩道はカラー舗装（赤系）としているため、歩道切下げの際には同色にする必要があり別途協議が必要。</p> <p>④独立看板については、道路境界を越えてはならない。</p> <p>⑤開発局側の用地と駐車場の境界における仕上げなど、別途協議が必要な事項がある。</p> <p>対応方針</p> <p>①縁石1本程度の距離を離すこととする。 ②設計施工業者に引き継ぐこととする。 ③設計施工業者に引き継ぐこととする。 ④敷地内に収まるよう設計をしている。 ⑤設計施工業者に引き継ぐこととする。</p>	
<p>(町道) 広尾町建設水道課</p>	<p>平成30年11月28日</p> <p>大店立地法の届出事項である駐車場の自動車の出入口の位置と数の事前相談</p> <p>広尾町</p> <ul style="list-style-type: none"> 町道側の出入口③について了承する。 なお、町道北1線道路は、反対側の歩道は整備されているが、店舗側の歩道は未舗装のまま、今後の整備計画もない。 また、店舗出入口部分を未舗装の上にアスファルト舗装をする場合は、道路法24条申請の別途協議が必要となる。 <p>対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計施工業者に引き継ぐこととする。出入口③部分はアスファルト舗装する。 	
<p>地元市町村</p>		
<p>広尾町水産商工観光課</p>	<p>平成30年11月28日</p> <p>届出書案1式を提出し、計画概要及び交通環境を説明</p> <p>水産商工観光課</p> <p>①北海道からの正式な届出書類と意見聴取がくれば手続きに則って進める。なお、教育委員</p>	

		<p>会と建設水道課は直接協議すること。それ以外は当課から内容を説明するので任せてもらう。</p> <p>②商工会への説明の予定はあるか。</p> <p><u>対応方針</u></p> <p>①承知した。</p> <p>②設置者または小売業者に確認することとする。(2/14地元にて説明会を実施)</p>
	<p>広尾町教育委員会 管理課</p>	<p>平成30年11月28日 届出書案一式を提出し概要を説明</p> <p><u>教育委員会</u></p> <p>①当該地は広尾小・中学校の通学地域（スクールゾーンではない）であるため、工事期間等について、当課より両校へ周知をしたい。着工前までにお知らせ願いたい。</p> <p>②向かいの広尾高校にも当課より周知しても構わないか。</p> <p><u>対応方針</u></p> <p>①施工業者より工程や安全対策などを確認し、事前に報告することとする。</p> <p>②周知に関してはお願いすることとする。</p>

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道(十勝総合振興局連絡調整会議)の意見案

<p>問題ないものとする。</p>
